

議案第 1 号

南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

南空知管内 5 消防本部消防通信指令事務協議会を設置することについて、南空知消防組合、美唄市、三笠市及び夕張市と協議するため、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。